



Osaka Gakuin University Repository

Title	天平期の改革と律令制 The Relation between the Reforms in the Tenpyo Year Period and the Ritsu-Ryo System
Author(s)	中田 興吉 (Kokichi Nakada)
Citation	大阪学院大学 人文自然論叢 (THE BULLETIN OF THE CULTURAL AND NATURAL SCIENCES IN OSAKA GAKUIN UNIVERSITY), 67-68 : 92-69
Issue Date	2014.03.30
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

天平期の改革と律令制

はじめに

日本に律令法が採り入れられ、いわゆる律令法にもとづく社会へと移行したのは七世紀末のことであった。この律令法は格式によって改変整備されるが、この法体系にもとづく社会体制すなわち律令制はいつまで続いたのであろうか。

これについてかつて石母田正氏は①天平時代を古代世界の頂点であると位置づけるとともに、古代社会における矛盾が鮮明にすべての面においてあらわれ、貴族階級内部における対立が激化し律令制本来の諸政策が破綻し始め、全体として古代社会の行き詰まりが到来したことを示した点において、古代の没落の第一段階と位置づけ、②その古代没落の第二段階は八世紀末葉の平安遷都および桓武天皇の治世時代で、奈良時代における社会的、政治的矛盾にもかかわらず、真に古

代国家を変革すべき階級的勢力が未成熟であり、したがって律令制的政治体制の一时的再建の企図が果たされる条件が存在していた時代で、約一世紀にわたり政治的安定がみられた時期とし、③そして古代没落の第三の段階が一〇世紀の延喜・天曆以降の時期以降で、藤原氏の摂関政治の開始、同時に古代国家の骨格をなしてきた天皇制とその法制的表現である律令体制が没落に向かう時期と説いた。^①一〇世紀頃まで律令制社会として漠然と考えられているのである。

また律令制は唐をまねたものであり、唐と日本の社会の違いを考慮せず、律令制以前の社会の上に唐の制度をまねることに専念してできあがったものであるとする坂上康俊氏は、①土地所有に関して言えば初期の大土地所有は体制に対する協力要請の側面もあって豪族の権益を保護していたが、天平期にいたって貴族の主張を採り入れ、その権益拡大が図られたとし、②また八世紀初頭の大宝律令により律令国家

中 田 興 吉

が成立したもののしだいに混乱し、それは九世紀前半に再建されるが、やがてなし崩し的に崩壊したとし、^② 八世紀を律令国家の発展期、九世紀を律令国家の安定期とする。これは吉田孝氏の、八世紀は中国的な律令制を志向した時代で、天平期は律令制の軌道修正期であり、九世紀になると古典的国政の確立期を迎えるとの考えの延長上にあるが、一〇世紀まで律令制社会が存続していたと考えられているのである。

三氏は天平期に大きな変革がなされながらも、それを律令制の枠内でのこととみているのであるが、問題となるのは多くの変化の中に律令制の存続を図ったものと、否定したものがある場合、それをいかに位置づけるかである。律令制社会を超えるものがある場合、それをどう位置づけるかも重要となる。

以下、この視点に立ち、天平期の改革と律令制の関係について考えることとしたい。

一 正税出挙の変化

(一) 正税の大規模化

天平期における施策の変化という点においてまず注目したいのが、天平期になされた正税出挙の大規模化である。この正税出挙の大規模化自体は和銅五年(七一二)八月の郡租処分などに淵源をもつが、天平六年(七三四)正月には

聽^三諸国司每年貸^三官租^一。大国十四万以下。上国十二万以下。中国十^二万以下。下国八万已下。如過^二茲數^一。依^レ法科罪。

と、国司が大量の「貸官租」することが政府によって認められるに至る。^⑤ これは「国司借貸」と称されるものであるが、藺田香融氏は国司が国衙より無利子で借りた正税を農民に貸し付け、その利を得るものと解し、^⑥ 長く受け継がれてきた。しかし山本祥隆氏は、この国司借貸の開始時の天平六年は飢饉の只中にあり、天平四年から六年までは賑給・借貸が頻繁におこなわれていた時期であり、また続けて疫病が発生しており、天平年間の借貸は災害対策に他ならず、国司借貸は利益を見込めない中で実施されたものであり、国司借貸を国司得分とみなすことは難しいと説く。^⑦

国司借貸は国司得分か、否かで論が分かれているのであるが、これについてはあくまで「貸官租」とあることが注意される。山本氏は百姓の要望に応えるために低利の公出挙を増やそうとして国司借貸を展開したとするが、ならば何故に直接的に公出挙の拡大ないし無利子の借貸＝賑給としなかったのが問われるのではないか。国司への「貸」を経て出挙する以上、そこに国司への配慮が感じられる。すなわち賑給であればいっさい返済を求めないが、公出挙ならば民間より低利ではあっても利子を取ることとなり、その利子は国衙に入ることとなる。国司借貸はその中間に位置するものであり、その利益は国司に配分されるのである。^⑧

ともあれこの天平六年の国司借貸において正税出挙はその規模が拡

大したのであるが、天平一七年にこの正税出挙はさらに大規模化する。『続日本紀』天平一七年十一月庚辰条には

制。諸国公廩。大国卅万束。上国卅万束。中国廿万束。・下国十万束。・若有正税数少。及民不肯举者。不必满限。其官物欠負未納之類。以_レ茲令_レ填。不_レ許_二更申_一。

と、正税出挙の量が大幅に拡大され、大国では四〇万束に登る公廩の財源として期待されるに至るのである。この記事は『延暦交替式』の

公廩

大国肆拾万束

上国参拾万束

中国貳拾万束就中大隅。薩摩二国各四万束

下国壹拾万束就中飛騨。隱岐。淡路三国各三万束。志摩国。壹岐嶋各一万束。

太政官奏。諸国司等割_二留正税_一。出挙之式。請依_二前件_一。以為_二公廩之料_一。若有正税数少。及民不肯_レ举者。不_二必满_レ限。其官物欠負未納之類。以_レ茲令_レ填。不_レ許_二更申_一。

天平十七年十一月廿七日

との規定に通じるが、正税出挙の利を割いて「公廩之料」に充てるが、「官物」の欠負未納をも補填するとされている点、注意される。

右に見える公廩であるが、『令集解』田令在外諸司職分田条において、「古記」が「公廩田不輸租。問。国司公廩田以_二誰人_一作。答。役_二

事力_一作也」と注している。これによれば公廩の意味は職分田に準じ、それ故に国司得分と関わることとなる。この点、早川庄八氏は原

義的には官衙官庁の社屋及びその収蔵物であったが、しかし天平期の激動のため、正税そのものを確保維持することが困難となり、それを補うものとして「公廩稻」が創出され、その運営のために担当する国司へ残余分を報酬として与えることとなったとする¹⁰⁾。また渡辺晃宏氏は公廩は本来国衙における財源として国司公廩田の收穫稻と公田の地子によるものであり、その用途は国司巡行の際の食料や国衙の雑用などであり、また国司の給与の一面をなすものであったとする¹¹⁾。その公廩が天平一七年において拡大されているのである。

この拡大の目的については見解が分かれている。国司の俸給を増加させるもので天平六年制の復活ととらえる見解¹²⁾、「官物」の欠負未納の補填であるとの見解¹³⁾、さらに、各国に設置された公廩稻は官物の欠負未納の補填と国儲にあてられたあとの残りの利稻が国司の所得として春米の形態で配分されたが、この方式は国司各員が個々に穎稻を借りだして出挙する国司借貸とは別のものであり、公廩稻制度は国府財政に対する国司の個別的な関与を制限し、財政の運用方法を組織的な構造に改変したものとする見解¹⁴⁾、公廩の財源として出挙稻を独自に設定するとともに、公廩にはもともと国司給与の側面があったが、かつて公廩が果たしていた機能をふたたび正税から独立させるとともに公廩の用途として新たに官物（正税）の欠負の補填を狙ったものとの見解¹⁵⁾である。

先にふれたように『続日本紀』や『延暦交替式』がともに「其官物欠負未納之類。以_レ茲令_レ填」と記していることに注意するならば、こ

[三]

の目的は公廩本来の国衙の費用や国司個人の給与の補填にあてるともに、「官物」の欠負未納の補填に充てることであつたのである。すなわち、国司借賃は天平初年の困難な状況出現に対処する国司への激励の意を込めた手当の増加⁽¹⁶⁾を図つたものであるが、その成功を見て国衙費用の補填、さらには「官物」⁽¹⁷⁾の欠負未納の補填のために正税出挙の拡大が図られることとなるのである。先にふれたように山本祥隆氏は国司借賃は国司得分とみなすことは難しく、百姓の要望に應えるために低利の公出挙を増やそうとして国司借賃を展開したと解している⁽¹⁸⁾が、そうではないのである。

注意しなければならないことは、出挙を受けて死亡する者も出現することである。その一端は天平一年の「備中国大税負死亡人帳」⁽¹⁹⁾からうかがわれる。これには「大税」出挙を受けながら、死亡したことにより返済しなかつた者が書き連ねられている⁽²⁰⁾。また「天平一〇年和泉監正税帳」には前年のこととして

出挙参萬束

負死伯姓伍伯伍拾参人 免税壹萬参仟陸拾束

未納貳仟壹拾貳束 負伯姓壹伯参拾捌人

定納額稲貳萬貳仟参伯玖拾貳束 本一万四千九百廿八束
利七千四百六十四束

とあり、出挙した三万束の中から回収できたのは二万二三千九二束に過ぎない。これは天平四年から九年にかけては干魃や飢饉、災異、疫病が頻りに起きたためである⁽²¹⁾。

しかし、公出挙の場合、その利子は年五割⁽²²⁾に達し、私出挙の半額⁽²³⁾の

利子ではあるものの、利を生むのである。すなわち、ここでも一万四九二束から利として七四六束を得ているのである。天平四年から九年にかけて死亡者などの多いことは特例であり、してみると順調ならば利を生むことが期待されるのである。正税は正倉に納められれば、鼠害や風水害などからして減損するばかりであるが、出挙することによって利益を生むものとなるのである。当時の農民は春の種籾、秋口の食糧不足に悩んでいたことからして、借用する者が多く、ために村落規模で展開されていた私出挙を抑制するならば公出挙による利益は確実にあつたのであり、そのことは「其官物欠負未納之類。以茲令⁽²⁴⁾填」とあることからうかがわれよう。民間より低利ではあつてもそこに「官物」の欠負未納などをその利子でもって補填できるだけの利益をとるものでもあつたのである。国司借賃方式は国衙さらにそれを担当する国司に利益をもたらしたのであり、故にこの方式は拡大されることとなるのである。

(二) 正税出挙の利益と徴税方法の変化

この正税出挙の大規模化によつてもたらされた利益が何に向けられたかである。もとより公廩稲制度によつて国司はその得分を得ることができるとなるのであるが、その一つとしてまず国衙運営の費用の確保があげられるのではないか。これまでは租を農民からとり、それを財源として国衙が運営されてきた。しかし国衙財政を田租のみでまかなうことはかなり困難なことであつたやうで、それは『続日本

紀』大宝元年六月己酉条において「国宰郡司。貯置大税。必須如法」とあることから察することができる。この段階で想定以上の大税すなわち田租が国衛の運営に充てられていたことが察せられるのである。田租のみで国衛の運営ができれば、田租を出挙し、その利を国衛財政に組み込むこととなろうが、しかし簡単に国衛が出挙できたわけではないことが注意される。既に民間による私出挙が広範にしかも伝統的におこなわれ、それに食い込むのが難しかったからである。このような状況の中で個別財源の確保をかねたとまでは断言できないが、国衛財政を田租と正税出挙でまかなおうとして、正税出挙などの拡充が画されることとなったのである。

注意されることは先の天平一七年の制では「其官物欠負未納之類。以茲令填」とあることである。公廩稲によって官物欠負未納之類がこれによって補填されるのであり、それは国衛財政の充実につながることは言うまでもないことであろう。

注意されることは、このことは一方で官物の欠負未納の補填を通じて中央財政にも貢献しうるものであったことである。すなわち賦役令土毛条には

凡土毛臨時応用者。並准_二当时価_一。々用_二郡稲_一。

とあり、土毛は郡稲から出すべきとされ、また賦役令諸国貢献物条には

凡諸国貢献物者。皆盡_二当土所出_一。其金。銀。珠。玉。・及珍異之類者。皆准_レ布為_レ価。以_二官物_一市充。・・

とあり、官物を貢献物の財源とすべきとされている。ここに見える

「官物」であるが、天平一〇年頃成立した『令集解』所引の古記は賦役令諸国貢献物条において官物を「郡稲」と注し、これは穴説も同様である。朱説は「正税」とするが、意味は同様である。このようにみるとそれは「郡稲」と解され、儀制令元日国司条において元日の儀式におこなう儀礼のための「其食以_二当処官物及正倉_一充」についての義解の「官物者。郡稲也。正倉者。正税也」との理解につながる⁽²⁹⁾。早川庄八氏はこれを不動穀、動用穀、出挙雑物と解するが、学令積奠条に「凡_二大学国学。毎_レ年春秋二仲之月上丁。积_二奠於先聖孔宣父_一。其饌酒明衣所_レ須。並用_二官物_一」とあることが注意される。大学は中央に置かれていることから積奠の費用に「郡稲」を充てることはできず、したがって「官物」を「郡稲」とのみと解することはできない。『統日本紀』天平四年八月壬辰条には「節度使所_レ管諸国軍団募釜有_レ欠者。割_二取今年応_レ入_レ京官物_一。充_レ価速令_二填備_一」とあることが注意される。「応_レ入_レ京官物」は調庸物と考えられることからして、賦役令諸国貢献物条における「官物」が実質的に「郡稲」を指すにせよ、国衛財政が充実にあれば中央政府は土毛や貢献物の入手も期待できたのであり、それは中央財政への貢献に他ならない。

さらにこの国衛財政の充実は、本来政府が支出するはずの方面への支出をも可能とすることである。天平二年の、「大倭国正税帳」には「依_二(天平元年)六月十日省符、給正四位下長田王三百斛、依六月七日省符、給從五位上田口朝臣家主百斛⁽³²⁾」とみえ、また「尾張国正税

帳」にも民部省符により「皇后宮職封戸租料肆佰伍拾伍束伍把伍分」⁽³³⁾を支出したとある例などはその例である。もし国衙財政に不足が生じているならば、政府の要求に応じることが難しかったと考えられるが、それが天平二年の段階で展開されていたのである。正税出挙の大規模化が展開されるならば、この方面への支出も拡大された可能性がある。

次に注目されるのは調庸の欠負未納の補填である。本来、調庸は賦課対象の個人が納付するものであるが、しかし時に欠負未納が生じる。それは国司の勤務評定のマイナス、中央政府の財源の減少を意味するが、それを防ぐこととなるのである。

ところでこの公廩による「官物」の欠負未納などの補填は、国司の職務を全うせしむるに便なることが注意される。国司については職員令大国条では

掌_下祀社。戸口。籍帳。字_下育百姓。勸_下課農桑。糺_下察所部。貢_下拳。孝義。田宅。良賤。訴訟。租調。倉廩。徭役。兵士。器仗。鼓吹。郵駟。伝馬。烽候。城牧。過所。公私馬牛。蘭遺雜物。及寺。僧尼名籍事_上。

と租調、徭役などの責任を負うこととなっており、考課令最条に国司の最として「強_下濟諸事」が掲げられ、また同令国郡司条において国司の評価は部内の戸口や耕作面積の増減などにもとづくことが規定されている。

具体的に見ると和銅五年五月には

太政官奏備。郡司有能繁_下殖戸口。増_下益調庸。勸_下課農桑。人少_下匱乏。禁_下断逋逃。肅_下清盜賊。籍帳皆実。戸口無_下遺。割断合_下理。獄訟無_下冤。在_下職匪_下懈。立_下身清慎。其_下・田疇不_下開。減_下闕租調。籍帳多_下虚。口丁無_下实。逋逃在_下境。畋遊無_下度。其_下若有_下郡司及百姓准_上三条_下有_下合_下三勾以上者_上。国司具_下状附_下朝集使_上。举_下聞。

との方針が示され、「減闕_下租調」などの場合は国司にはマイナスの勤務評定をなすと定められた。それがいま公出挙の運用に成功するならば、いちいち各戸から徴収の実を挙げなくても、その求められた租調などの徴収額は確保できるのである。公廩からの転用によって本来ならマイナスの評価となることをプラスに転じさせることも可能となったのである。

すなわち納付すべき調庸物の量に不足が生じた場合、正税出挙であげた利益でもってその不足分を交易により補填することによって納付することが可能となるのである。正倉院に年月不明であるが、「伊豆国那賀郡那賀郷戸主生部直安麻呂委文部益人」が「調堅魚代」として納付された「商布」が存在する。⁽³⁶⁾市などにおいて流通していた「商布」が購入され、それが「調堅魚代」として納付されたことを示すが、この例は個人がおこなった可能性がある。しかし流通している物品を購入し、調庸物に充てると言うことは国衙でも展開されたのである。そのことは天平勝宝七歳（七五五）から八歳にかけて相模国から東大寺司へ売却された「調邸」⁽³⁷⁾からうかがうことができる。榮原永遠男

氏はこれを相模国が京の市で調庸物の確保にあたるための施設であったととらえているが、国司も勤務評定がマイナスとなる調庸の欠負未納を避けようとするれば、正税出挙の利益から費用を捻出し、時に京の市や国府の市で求めて調庸物を納付し、マイナスの勤務評定から逃れようとしたのである。⁽⁴⁰⁾

さらに公廩稲制度により国司はその得分を得ることができることとなる。全体としては正税出挙の拡大は国司の責務を全うするにおいて、また中央省庁にとつてもその支払うべき給与の財源の一つとして使うことができるという点において、都合が良かったのである。

このように正税出挙の拡大とその結果もたらされた利益が各方面に転用され、潤滑剤として機能したと想定されるが、注意したいことはここに地方政治の転換が隠されているのではないかということである。どのようにして税を徴収するかというそれまでの政策の基本的な点での変質である。それまでは租を農民からとり、それを財源として国衛が運営され、また調庸が京に運ばれて中央政府の財源とされたのであるが、それに正税出挙の利益が加わったのである。

正税を出挙して得た収入にもとづく国衛の運営は本来、構想されておらず、あくまでもそれは租を中心としたものであったのである。そこに正税出挙の利益が加わったのである。渡辺晃宏氏は正税・公廩という二本立ての財政運用は古代国家の基本構造として、国家財政を支える重要な柱として機能すると説いているが、本来的に正税出挙は農民の必要に応じたものであり、私出挙によってカバーできない場合に

において機能する性格のものであった。したがって、その貸し出しを前提とし、国庫に組み込むということは想定されていなかったのである。しかしいま、それが大規模に展開され、国衛の運営のみならず、政府の財源の一部と化すに至ったのである。それまでの租税確保の方法に変化が起きたことに注意する必要がある。

二 天平一九年五月官奏

次に注目したいのが天平一九年五月の太政官奏である。『続日本紀』天平一九年五月戊寅条には

太政官奏曰。封戸人数縁有_レ多少_一。所_レ輸雜物其数不_レ等。是以_レ官位同等所_レ給殊_レ差。於_レ法准量。理実不_レ愜。請每_二戸_一。以_三正丁五六人中男一人_一為_レ率。則用_二郷別課口二百八十_一。中男五十_一。擬為_二定数_一。其田租者每_二戸_一以_二冊束_一為_レ限。不_レ合_二加減_一。奏可_レ之。

とみえ、封戸の給物に差が生じないようにするため、一戸あたりの正丁を「五六人」、中男を一人、田租を四〇束とし、郷別課口二八〇、中男五〇とすることとしたとあるのである。この「郷別課口二百八十。中男五十」について、沢田吾一氏は課口二八〇には次丁を含み、五六人は五人ないし六人という曖昧なものとし、時野谷滋氏は課口は正丁のみで、五六人は五人または六人で多きにしたがう方針の下に整数化されたとみる。⁽⁴¹⁾

この数値自体については後に論じることとし、この官奏そのものがいかに扱われたかであるが、『令集解』卷十三賦役令封戸条には

天平十九年六月一日格云。郷内戸口縁有_レ多少_一。所_レ輸雜物。其数不_レ等。官議平章。損多益少。每_二戸_一以_二正丁五六丁。中男一人_一為_レ率。則用_二国郷別課口二百八十。中男五十_一。擬為_二定数_一。其田租者。每_二戸_一以_二三十束_一為_レ限。不_レ令_二加減_一。自_レ今以後永為_二恆例_一。

とみえ、封戸に限らず「国郷」全体に及ぼされ、また田租は三〇束に変更されて施行されたようである。果たして正丁五六人課口二八〇が沢田氏の言うように全国の封戸または公戸のすべての統計から得られた平均値を反映したものであるのか疑問の点はあるが、そのような数値に統一しようとした点は注目される。この点、『延喜式』卷二十二民部上をみると

凡封戸。以_二正丁四人。中男一人_一。為_二戸_一。率租每_レ戸以_二冊束_一為_レ限。每_レ郷滿課口二百人。中男五十人。租稻二千束。若不_レ滿_二此数_一。通_二計国内_一令_レ填。但遭_二損之年。不_レ聽通_二計滿給_一。

とあり、封戸については一戸あたり正丁四人、中男一人、田租は一戸四〇束とされており、天平一九年の官奏とは数値が異なっている。

このようにそれぞれ若干の数値の変動があり、またその数値や課口に次丁を含むかなどをめぐって見解の相違もあるが、この法定された数字と実勢の差をまず検討することとしたい。郷別課口二八〇、中男五〇から検討したいが、一郷に何人の正丁や中男がいたかは意外と明

らかでない。唯一具体的なものとして「大宝二年御野国山方郡三井田里戸籍」の首部を掲げることができる。

三井田里戸数倍拾戸	上政戸拾壹	中下壹戸	中下壹戸
中政戸貳拾壹	下政戸拾捌	下上壹戸	下上壹戸
<small>下中伍戸</small>	<small>下々拾陸戸</small>	<small>下中壹戸</small>	<small>下々捌戸</small>
口数捌佰仇拾仇	男肆佰貳拾貳	有位捌	正丁參
正丁壹佰伍拾參之中	兵士參拾貳	遣壹佰貳拾壹	耆老壹
次丁拾	少丁肆拾壹之中	兵士參	鐵壹
遣參拾捌	小子壹佰肆拾肆	緑児伍拾貳	
癡疾伍	篤疾貳	耆老柒	
女肆佰陸拾參	有位次女壹	正女貳佰拾貳	
次女拾伍	少女肆拾	小女壹佰貳拾捌	
緑女肆拾伍	耆女貳拾貳	奴柒	
正奴參	次奴壹	少奴壹	
小奴貳	婢柒	正婢肆	
小婢參			

とあるとあるのがそれである。

しかし、後述するように一郷あたりの数字にはかなりのばらつきがあり、これのみを以て代表させるわけにはいかない。そこでもう少し範囲を広げる必要がある。幸い、沢田吾一氏のまとめた完形の戸にもとづく戸口の実数などの数値が存在するので、それに加えて五〇戸換

表1 完形50戸の課口数の内訳

		もとの戸数の 課口・中男数			50戸換算の 課口・中男数		
		正丁数	次丁数	中男数	正丁数	次丁数	中男数
御野	107戸	420	11	94	196	5	44
三井田里	50戸	153	10	41	153	10	41
西海道	29戸	124	5	24	214	9	41
計帳	34戸	133	4	18	196	6	26
下総	24戸 ^{注1}	126	3	20	263	6	42
平均 ^{注2}					217	7	38

注1 沢田氏は養老五年下総国戸籍の房戸62戸を郷戸24としている。
参考として掲げた。

2 三井田里は含まない。

算したものと対比して示すと表1のようになる。なお、有位者の取り扱いや残疾者などの取り扱い⁽⁴⁶⁾は不明であるので、年齢中心であることを断っておく。また戸令三歳以下条によれば三歳以下は黄、一六歳以下小、二〇歳以下中、二一歳から丁、六一歳から老、六六歳から耆とされているので、これにしたがっている。⁽⁴⁷⁾

正丁、次丁、中男数から見てもよい。三井田里のそれは正丁一五三、次丁一〇、これに中男四一となるが、御野国全体の平均では正丁一九六、次丁五、中男四一、全籍帳の平均数値は正丁二一七、次丁七、中男三八となる。してみると、『延喜式』段階の課口数などに関する数字はここで示している実数に近いものの、先の天平一九年の改革における数字はかなり多めの数字と言ってよい。

では田租額はどうか。これも沢田氏の先の数字をもとに戸口を整理して示すと次の表2から5のようになる(奴婢は省略)

これを改めて一戸あたりとし、その授田額、それに段別一束五把⁽⁴⁸⁾にもとづいて田租額を求めると表6のようになる。無論、田地の寛狭、田品差があるなどあるが、すべて無視してまとめたものである。なお封主には賦役令封戸条において「調庸全給。其田租為二分。一分入官。一分給主」と田租の二分一を給すとされていたが、天平一二年五月からは全給とされているので、租の額はそのまま使用できることとなる。

ところで天平一九年五月官奏では四〇束、六月格では三〇束とある。いずれが正しいのであろうか。これについて時野谷滋氏は民部省

表2 大宝二年御野国戸籍中完形107戸の年齢内訳

	107戸			50戸換算		
	男	女	計	男	女	計
～6歳	212	192	404	99	90	189
7歳～	817	911	1,728	382	426	808
計	1,029	1,103	2,132	481	516	997

注 50戸換算の数値は、6歳までと7歳からの男女の実数値を換算して四捨五入したものを示し、計欄の数値はそれぞれを足したものを示した（以下同じ）。

表3 大宝二年西海道戸籍中完形29戸の年齢内訳

	29戸			50戸換算		
	男	女	計	男	女	計
～6歳	58	64	122	100	110	210
7歳～	230	255	485	397	440	837
計	288	319	607	497	550	1,047

表4 神亀・天平年間の籍帳中完形34戸の年齢内訳

	34戸			50戸換算		
	男	女	計	男	女	計
～6歳	40	43	83	59	63	122
7歳～	232	290	522	341	426	767
計	272	333	605	400	489	889

表5 養老五年下総国戸籍の年齢内訳

	24戸			50戸換算		
	男	女	計	男	女	計
～6歳	36	31	67	75	65	40
7歳～	195	273	468	406	569	975
計	231	304	535	481	634	1,115

表6 1戸あたりの授田額と田租額

	御野	西海道	計帳	下総	平均
授田額(段)	26.6	27.6	25.0	31.4	27.7
田租額(束)	39.9	41.4	37.5	47.1	41.6

表7 相模国天平七年封戸租交易帳の換算

戸数	田数	不輸租田	見輸租田	租稲
1300戸	4162町2段209歩	1244町3段161歩	2917町9段48歩	4万3768束7把
50戸換算	160町1段	47町8段	112町2段	1683束4把
1戸換算	3町2段	1町0段	2町2段	33束7把

(50戸換算・1戸換算の田数は段以下、租稲は把以下切り捨てている)

式上が郷別「二千束」とすることから「四〇束」が正しいとするが、表6によれば四〇束が正しい可能性がある。

ここで実際の「相模国天平七年封戸租交易帳」をみると、その首部に

合八郡食封壹拾参処 壹仟参佰戸 田肆仟壹佰陸拾貳町貳段貳佰玖歩 不

輸租田壹仟貳佰肆拾肆町参段壹佰陸拾壹歩 見輸租田貳仟玖佰壹拾柒町玖段肆拾捌歩 租肆万参仟柒佰陸拾捌束柒把

とある。⁽⁹⁾これを五〇戸換算などしたものが表7である。一戸換算した場合の租稲三三束七把は一戸あたりの口分田二町二段に段別租稲一束五把として算出される三三束と近似している。天平七年段階では封主にはその二分の一が支給されることからすると、その数値化と思えるが、そうではなく、その全額なのである。しかし天平一九年段階ではこの租が全給であり、そのまま支給されることとなる。してみると天平一九年五月官奏の戸別四〇束はやや多め、六月の三〇束はやや少なめの設定となる。

もっとも先にみたように課口数はかなり多めに設定されており、そのことからすると国庫に入る調庸の量、封主が受け取る封物は以前より多くなることとなる。国庫に入る調庸はその多くが支配者層に消費されることからすると、そこに太政官構成員の意向が反映された可能性がある。

しかしそのことは一方でその徴収の任に当たる国司にとっては負担

となるはずである。それは調庸の欠負未納につながるが、ここで想起されるのが前章における正税出挙の拡大であり、それによる欠負未納の補填である。すなわち、納付するべき調庸物の量に不足が生じた場合、正税出挙であげた利益でもってその不足分を交易により補填し、納付するのである。このことからすると、正税出挙の拡大によってもたらされた利益でもって、本来の規定よりも多くを納付することも可能となり、それを背景として天平一九年五月官奏において法定収量の設置がなされたと考えられるのであり、それは太政官構成員にプラスとなることであつたのである。

今一つ注意しなければならないことは、農民の動向を把握する度合いの低下である。一郷に何人が居住し、どれだけ田地を耕作しているのかかつては国衙財政・国家財政の基盤をなしていた。それが、法定化されたのである。このため、農民の動向には以前ほど注意が払われなくなるのである。先にみた和銅五年五月の太政官奏の方向とは異なっており、その意味では従来の理念とは異なる理念の下に国衙財政・国家財政の運用が展開されることになつたと言ふべきであらう。

三 土地制度の変化

次に土地制度の変化から検討することとしたい。周知のように天平一五年に墾田永年私財法がだされる。『続日本紀』天平一五年五月乙丑条は

詔曰。如_レ聞。墾田依_二養老七年格_一。限滿之後。依_レ例收授。由_レ是。農夫怠倦。開_レ地復荒。自_レ今以後。任_レ為_二私財_一。無_レ論_二三世一身_一。悉咸永年莫_レ取。其親王一品及一位五百町。二品及二位四百町。三品四品及三位三百町。四位二百町。五位百町。六位已下八位已上五十町。初位已下至于庶人十町。但郡司者。大領少領三十町。主政主帳十町。若有_二先給_レ地過_二多_レ茲限_一。便即還_レ公。奸作隱欺。科_レ罪如_レ法。国司在_レ任之日。墾田一依_二前格_一。とする。ここに見える養老七年(七二三)格とは『続日本紀』養老七年四月辛亥条の

太政官奏。頃者。百姓漸多。田池窄狭。望請。勸_レ課天下。開_二關田疇_一。其有_二新_二造溝池_一。當_二開墾_一者。不_レ限_二多少_一。給_レ伝_二三世_一。若_レ遂_二旧溝池_一。給_二其一身_一。奏可_レ之。

のことである。しかしこの『続日本紀』天平一五年五月乙丑条の記事は『令集解』卷二田令荒廢条では

養老七年格云。其依_二旧溝_一墾者。給_二其一身_一也。新作_二堤防_一墾者。給_二伝_二三世_一也。国司不_レ合。天平一五年五月廿七日格。勅。如_レ聞。墾田縁_二養老七年格_一限滿之後。依_レ例收授。由_レ是農夫怠倦。開_レ地復荒。自_レ今以後。任_レ為_二私財_一。無_レ論_二三世一身_一。悉咸永年莫_レ取。其国司在_レ任之日。墾田一依_二前格_一。但人為_二開_レ田占_レ地者。先就_レ国申請。然後開_レ之。不_レ得_二因_レ茲占_レ請百姓有_レ妨之地_一。若_レ受_レ地之後。至_二三年_一。本主不_レ開者。聽_二他人開墾_一。其親王一品及一位五百町。二品及二位四百町。三品四品及三位三百

町。四位二百町。五位一百町。六位以下八位以上五十町。初位以下至于庶人二十町。但郡司者。大領。少領卅町。主政。主帳十町。若有先給地數過多茲限。便即還公。姦作隱欺。以法科罪。国司在任之日。墾田一依前格。

とされており、また『類聚三代格』卷一五所収天平一五年五月二七日格では

勅。墾田據養老七年格。限滿之後依例収獲。由是農夫怠倦開地復荒。自今以後。任為私財無論三世一身。悉咸永年莫取。其国司在任之日。墾田一依前格。但人為開田占地者。先就国申請。然後開之。不得因茲占請百姓有妨之地。若

受地之後。至于三年。本主不開者。聽他人開墾。とされている。

やや異同があるが、これについて吉田孝氏は『令集解』は弘仁格を写したあと『続日本紀』を付加したものとした上で、①三世一身にもとづく収公は広範におこなわれなかった可能性が強く、②天平一四年には班田図が作成されるが、この過程で墾田収公の得策でないことを知った為政者は墾田は永年収公しないという画期的な決断を下したものの、③しかし為政者は養老七年格のように「不限多少」としたのでは身分の低い豪族が大規模な墾田地の占定が予想されるとして、その対策として私財法で制限規定をしたものとし、④この制限規定は田令による位田などの階層的秩序を墾田を含めて再編成しようとしたもので、田令の全面的否定ではないとし、⑤私財法は田令の重要な部分を

崩したが、土地に対する支配の深化の中から生まれたもので、制限規定は現実には未墾地の大規模な選定を促進したものであり、⑥制限規定が弘仁年間までに何故無効とされたか不明、とする。また、これに關して⑦田令荒廢条古記が「荒地。謂未熟荒野之地。先熟荒廢者非。唯荒廢之地。有能借佃者判借耳」と、荒地と荒廢地（田が荒廢したものを）を区別していることから、大宝令に荒地規定があり、荒地には借佃に關する規定が適用されないと述べているとみて、大宝令には荒地には借佃に關する規定を適用しないとの法文があったとし、大宝令には百姓墾田の収公規定無しとし、すなわち建前としていつでも収公できたが、しかし私功を加えたものは口分田よりも難しいとした上で、

⑧私財法は開墾予定地の占定手続きやその有効期間を明確化したもので田地に対する支配体制を深化させたものとし、開墾された土地は輪租田として田図に登録しており、田地に対する支配権は後退していないとし、⑨しかも占定面積を律令官人の位階に応じて制限しており、これは隋唐的な律令体制を基準にすると私財法は律令体制的な制度にほかならず、私財法は日本の班田制に欠如していた要素を補完したものと、⑩開田のすべてが見作田とならない農業技術の段階では見作田の面積を直接制限することは技術的に困難であるとして、むしろ開墾予定地の占定を制限する方がより現実的な規制方法であったとみている。

これに対して坂上康俊氏は①大宝田令荒廢条において古記がふれている荒地は唐令には確認できないもので、その荒地を条文に含めた理

由は荒地規定を独自に挿入しなければならぬと考えた理由を説明する必要が生じた、すなわち、後半部で地方官の開墾に言及しているが、前半の荒地は一般庶民の開墾となる「百姓墾」への対応のためと考えられるとし、大宝令制定時点で全くあらたな開墾田の出現が十分に予想されたために、その取り扱いや班田収授制に取り込む規則も用意したのであるとし、その上で、②私財法に対する吉田氏の荒地の開墾とそれによってできた熟田を漸く国家の規制下に置けるようになったとの評価を疑問とし、③私財法が限度額を定めようとしたとき、唐の永業田の規定を参照した可能性はないとは言えないが、庶人の場合、唐では二〇畝を超す分は口分田にされ、国家による均田制サイクルに回収されるが、私財法では墾開者に処分権が認められており、墾開地の耕作が続く限り班田収授のサイクルにはいることはないとし、④私財法は庶人についても私的土地所有の確実な一歩であり、吉田説は私財法と均田制、官人永業田の相似した面を強調しすぎているとし、⑤大宝令の制定時点で庶人の開墾にも明確な構想と意思をもっていたが、私財法はその構想、意思の一部放棄を宣言したもので、⑥この法により、国家によると田地把握が深化したと評価できず、また唐均田制に近づいたとも言えないとし、⑦しかしだからといって国家による土地把握を危殆に陥れたわけではなく、経済政策面からは私財法は土地所有への欲求を刺激して国家の財政基盤を拡大させるための施策であったと説いている⁵⁴⁾。

荒地開墾規定が大宝令ではどう規定されていたかが鍵を握るが、荒

廢条の位置づけについては諸説ある⁵⁵⁾。これは大宝令文が不明なためである。すなわち養老令では

①凡公私田荒廢。

②三年以上。有能佃者。經官司判借之。

③雖隔越亦聽。

④私田三年還主。公田六年還官。

⑤限滿之日。所借人口分未足者。公田即聽充口分。

⑥私田不合。其官人於所部界内。有空閑地願佃者。任聽營種。

⑦替解之日還公。

と規定されている。大宝令の注釈である古記は②にあたる大宝令の箇所に對して

荒廢三年以上。謂堤防破壞不堪修理。仍有能修理佃者。判佃之也。主欲自佃先盡其主。謂他人先請願佃。經官司⁵⁶⁾。後主聞他人佃。而未申自佃者。縱雖後申猶令主佃。開元令云。令其借而不耕。經二年者。任有力者借之。即不自加功。輒分與人者。其地即廻借見佃之人。若佃人雖經熟訖。三年之外。不能種耕。依式追収。改給也。荒地。謂未熟荒野之地。先熟荒廢者非。唯荒廢之地。有能借佃者。判借耳。

⑥にあたる箇所に対して

任聽營種。謂告同官知之也。

⑦にあたる箇所に対して

替解日還_レ官収授。謂百姓墾者。待_三正身亡_一。即収授。唯初墾六年内亡者。三班収授也。公給熟田。尚須_三六年之後_一収授。況加私功。未_レ得_レ実哉。拳_レ輕明_レ重義。其租者。初耕明年始輸也。開元第二卷云。其開_三荒地_一。經_三二年_一収_レ熟。然後准_レ例。養老七年格云。其依_三旧溝_一墾者。給_レ其身_一也。新作_三堤防_一墾者。給_三世_一也。国司不_レ合。天平十五年五月廿七日格。勅。如_レ聞。墾田縁_レ養老七年格_一限滿之後。依_レ例収授。由_レ是農夫怠倦。開地復荒。自_レ今以後。任為_三私財_一。无_レ論_三三世一身_一。悉咸_レ永年莫_レ取。其国司在_レ任之日。墾田一依_三前格_一。但人為_レ開_レ田占_レ地者。先就_レ国申請。然後開_レ之。不_レ得_レ因_レ茲占_レ請百姓有_レ妨_レ之地。若受_レ地之後。至_三三年_一。本主不_レ開者。聽_レ他人開墾。其親王一品及一位五百町。二品及二位四百町。三品四品及三位三百町。四位二百町。五位一百町。六位以下八位以上五十町。初位以下至于庶人十町。但郡司者。大領。少領卅町。主政。主帳十町。若有_レ先給_レ地數過_三多茲限_一。便即還_レ公。姦作隱欺。以_レ法科_レ罪。国司在_レ任之日。墾田一依_三前格_一。

と註しているが、これのみでは大宝令の全文を完全に復原することができないためである。

しかし、近年発見された北宋天聖令が状況を一変させた。すなわち唐令は永徽令から開元三年令を経て開元二五年令に至るが、大宝令は永徽令を参照している⁽³⁶⁾。その永徽令も不完全にしか復原できないが、

この度発見された北宋天聖令にはそれまで完全な形で知ることのできなかった開元二五年令が完整な形で保存されていたのである。それには

諸公私〔田〕荒廢三年以上、有能〔借〕佃者、經官司申牒借之、雖隔越亦聽。△易田於易限之内、不在備〔倍〕限。▽私田三年還主、公田九年還官。其私田雖廢三年、主欲自佃、先尽其主。限滿之日、所借人口分未足者、官田即聽充口分。△若当県受田悉足者、年限雖滿、亦不在追限。応得永業者、聽充永業。▽私田不合。〔令〕其借而不耕、經二年者、任有力者借之。則〔即〕不自加功、転分与人者、其地即回借見佃之人。若佃人雖經熟訖、三年〔之〕外不能耕種、依式追収、改給。

△▽は本文註、「」は補入、（）は衍字・誤字。とあつたのである⁽³⁷⁾。

この開元二五年令は開元三年令、さらには大宝令が手本とした永徽令と近いとして、服部一隆氏は大宝田令荒廢条を

凡公私荒廢三年以上、有_三能佃者_一、經官司_一判借之。雖_三隔越_一亦聽。私田三年還_レ主、公田六年還_レ官。其私田雖_レ廢三年、主欲_レ自佃_一先_レ尽_レ其主_一。限滿之日、所_レ借人口分未_レ足者、公田即聽_レ充_三口分_一。私田不_レ合。其官人於_三所部界内_一、有_三荒地_一願_レ佃者、任聽_三營種_一。替解之日還_レ官収授。

と復原した⁽³⁸⁾。その上で、大宝令は唐令の「請」にあたる未墾地の開墾規定を削除し、また借佃規定は郡司と百姓の別も定められていな

かった大宝以前では想定が困難で、そこで借佃規定であった条の内、不要となった後半部分に荒地という唐田令の字句を利用した未墾地の開墾規定を挿入したもので、荒地の百姓開墾は大宝令では想定外におかれていたとする⁽⁵⁹⁾。

このように服部氏は、百姓墾についての規定は存在しなかったととらえたが、しかし坂上康俊氏はその規定は存在していたとみている⁽⁶⁰⁾。論が分かれているのであるが、これについては当初からその存在は想定されていたと考える。法文としての明確な規定は見当たらないが、義解が同条において、位田、賜田、口分田、墾田を私田とすると註している⁽⁶¹⁾ことが注意される。既に墾田の存在が想定されているのである。これが義解の註であることから後世の觀念によるものとの見方もできるが、荒地について(ア)において「開元式」の引用にせよ古記がふれていること、また、同様に(イ)において「替解日還_レ官収授。謂百姓墾者。待_二正身_一」。即収授。唯初墾六年内亡者。三班収授也。・・」と「初墾」をも念頭においた「百姓墾」にふれていることは百姓による荒地開墾の存在が想定されていたことを示すものである。[公私荒廢]の私田には私が開墾した墾田が含まれる以上、百姓にしる、王臣であれ、開墾はしており、それを念頭に置いていないというのには不思議であるからである。とすると、百姓墾は展開されていたのである。

ところで私財法については、旧来は私的土地所有の端緒となり、公地公民制の解体ととらえられてきた。例えば石母田正氏は「直接には

東大寺及び大仏造立計画のための法令であり、その後の各階層からの大量の施入は政府の政策の成功を物語るものであるが、そのために土地国有制と原則的に矛盾するかかる法令の発布を見たことは王臣家、社寺等および地方豪族・「殷富の百姓」の基本的利害が自由な土地私有権の獲得にあつたことを明瞭にしている」と述べている⁽⁶²⁾。これに対して吉田孝氏は田地に対する支配体制を深化させようとしたもの、坂上康俊氏は私的土地所有の端緒として評価すべきとし、評価が分かれているが、それに至る政策の変遷からして石母田氏、坂上氏にしたがう。すなわち『続日本紀』慶雲三(七〇六)年三月丙辰条では

・・頃者。王公諸臣多占_二山沢_一。不_レ事_二耕種_一。競懷_二貪婪_一。空妨_二地利_一。・・自今以後。不_レ得_二更然_一。但氏々祖墓及百姓宅辺。栽_レ樹為_レ林。并周_二三十許步_一。不_レ在_二禁限_一。

とし、また和銅四(七一)年二月丙午条では

詔曰。親王已下及_二豪強之家_一。多占_二山野_一。妨_二百姓業_一。自今以來。嚴加_二禁斷_一。但有_レ不_レ應_二墾_二開空地_一者_上。宜_レ經_二国司_一。然後聽_二官処分_一。

とし、王公諸臣や豪強之家の土地私有が制限されているのである⁽⁶³⁾。両者の差違は明らかであろう。確かに養老七年格が「開_二闢田疇_一。其有_二下新_二造溝池_一。營_二開墾者_一。不_レ限_二多少_一。給_二伝_二三世_一。若_二逐_二旧溝池_一。給_二其一身_一」とし、面積を「不_レ限_二多少_一」とすることからみると、天平一五年の私財法は面積に上限を設けており、その意味では制限を加えたかみえる。しかし一方で永年の私財とすることを認めて

いるのである。養老年間の土地政策は「百姓漸多。田地窄狭」の故にあくまでも班給すべき口分田のための田地の拡張をはかったものであり、開墾された土地は最終的に国家に帰属することとなっており、公地公民制、換言するならば律令制の土地制度の枠内に収まるものである。それを私財法は養老の政策が失敗したと位置づけるものの、田地拡張策を維持する一方、新たに上級官人層の土地所有に道を開いたのである。このことは坂上氏の説くように上級官人層の意向を受けて方針転換がなされた⁽⁶⁵⁾と言えよう。その意味では、私財法はかつては禁じていた土地の開墾私有を認めたものと評価すべきなのである。

このような政策が何故出されたかである。吉田氏は先にみたように田地に対する支配体制を深化させようとしたものととらえている⁽⁶⁶⁾。確かに田圃の作成など、墾開地などに対しても支配は継続されているが、しかしそのことは私財法がなくてもなし得ることではないか。そうであれば従来とは異なり、土地の私有自体を認めさせようとした上級官人層の意向を反映したものととらえるのが妥当であろう。『続日本紀』や『令集解』巻一二田令荒廢条所引天平一五年五月廿七日程は「勅。如_レ聞」として私財法が出されている。この点、養老七日程は『続日本紀』によれば「太政官奏」を受けているが、官奏の手続き⁽⁶⁷⁾からしても、「太政官」構成員の意向が背景にあったと考えられるのである。

確かに養老七日程が「開_二關田疇_一。其有下新_二造溝池_一。營_二開墾_一者_上。不限_二多少_一。給_二伝三世_一。若_二逐_二旧溝池_一。給_二其一身_一」とし、面積

を「不限多少」とすることからみると、天平一五年の私財法は面積に上限を設けており、その意味では養老七日程以前の土地政策を踏襲しているかに見える。しかし「其親王一品及一位五百町。二品及二位四百町。三品四品及三位三百町。四位二百町。五位百町」との制限額は、田令位田条の、一品八〇町、二品六〇町、三品五〇町、四品四〇町、正一位八〇町、従一位七四町、正二位六〇町、従二位五四町、正三位四〇町、従三位三四町（以下略）、田令職分田条の太政大臣四〇町、左右大臣三〇町、大納言二〇町との規定と比較して、私財法の発令当初においては十分な広さと認識されていたのではないか⁽⁶⁸⁾。また一方で永年の私財とすることを認めているのである。このことからして、私財法は上級官人層の意向をもとに、かつては禁じていた土地の開墾私有を認めたものであり、それまでの政策を大きく転換したものと見えよう。

四 天平期の政策と律令制

以上、天平期になされた主要な改革についてみてきたのであるが、正税出挙の大規模とそれを背景とした法定収量の設置はそれまでの律令法の枠から抜け出していること、また土地政策の変更は上級官人層の意向を反映し、それまでの土地政策のあり方を一八〇度転換させたものであることが注意される。

すなわち正税出挙の大規模化は、後に出挙することなしに出挙を受

けたものとしてその利子に当たるものを税として納付させることとなること⁽²²⁾もさることながら、官物の欠負未納の補填を可能とすることから国衙財政さらに政府の財政に寄与すること、それをもとに法定化された数字にもとづく収取が展開されることとなることが重要なのである。また天平一九年五月官奏に始まる改革は課口数を多く見積もることから、調庸の増徴に寄与する一方、封主への封物増加をもたらしことを意味するが、これを可能とするのは正税出挙の大規模化にともなう利益であった。このことはそれまでの国衙や政府の財政のあり方と異なるものである。さらに土地政策の変更はそれまでも優遇されていた上級官人層をさらに優遇する側面をもつものであるが、とくに留意したいことは、それまでは禁じていた土地私有を認めたことである。これらをいかにみるかである。吉田孝氏は、土地政策の変更を唐の制度により近づこうとしたもので、私財法は律令体制的な制度であり、日本の班田制に欠如していた要素を補完したものととらえる一方、それまでの軌道修正とみている。⁽²³⁾すなわち、日本は国家建設を急ぎ、その青写真として隋唐の律令制度の導入をはかったのであるが、天平期にその軌道修正が図られたのである。また小倉真紀子氏は、公廩稲制度の拡大、正税出挙の拡大について、官司が個別に財源を保有し、その運用についての責任を各官司が負う、という唐に倣った財政構造の導入が当時の日本の政府の目標とするなら、在京官司の公廩錢、諸国の公廩稲は律令支配の動搖を示すものではなく、律令制の段階的な導入の一環であるとみる。⁽²⁴⁾

これらの側面があることは否定できない。しかし吉田説については私財法は上級官人層の意向をもとに、かつては禁じていた土地の開墾私有を認めたものであり、それまでの土地政策を一八〇度変更したものであった点、小倉説については天平一九年五月官奏に始まる改革でも考慮するならば、国衙や政府の財政そのものあり方と異なるものであり、税の確保のあり方を転換するものであった点が注意される。吉田氏、小倉氏はともに唐の制度に倣おうとして、天平期の改革がなされたとみているのであるが、日本はまだ封建制以前の段階にとどまっていたのに、⁽²⁵⁾国家建設の範を封建制の域に達していた唐に求め、律令制を敷いたのである。しかし唐の制度をより深く知るにしたいが、より唐の制度に近づこうとし、既に唐で展開されていた封建的部分をも、律令文とは別に導入をはかったのである。このことをいかに評するかであるが、石母田正氏はなおも律令制の存続する点に重点を置いてとらえ、⁽²⁶⁾吉田氏、小倉氏はこれを律令制が社会に浸透していく過程で起きた軌道修正と位置づけた。しかしそれ以上の変化が起きたのではないか。

従来の体制の軌道修正などと解すると、一方で奇妙なことが生じることが注意される。それは唐の制が封建制を前提とし、その一方で皇帝の絶対制を唱えているのに対し、天皇専制については論が分かれるものの、⁽²⁷⁾封建制以前の体制下にある日本が唐の制に倣うというのである。唐に倣って専制を敷いて上級官人層の権利を制約する、もしくは唐の制を離れて専制を廃止して上級官人層の権利を拡大するのであれ

表8 唐と日本の上級官人の優遇度*

	唐	比率	大宝令	比率
口分田	丁男1頃	1	口分田男2段	1
永業田・位田	永業田親王100頃 々 職事正一品60頃	100 60	位田一品80町 々 正一位80町	400 400
京官職分田	一品12頃	12	太政大臣40町	80
在外諸司職分田	二品12頃	12	大宰帥10町	50

*上級官人のそれは最高位の者に対する給付額を示した。
また比率は成人男子一人を基準とする。

は理解できるが、ここでは唐の制度に倣うとしながらも、上級官人層の権利が拡大されており、「ねじれ」が生じているのである。

このようにみてみると、問題は天平期の改革を単に軌道修正などととらえ、律令制をより唐の制に近づけるものであったとみなすのか、それとも上級官人層の利益を優先し、それまでの日本の体制を軌道修正以上に変更しようとしたものであったとみなすのかという点にあることとなる。したがって、唐の体制の模倣以上に上級官人層の優遇がなされたのが焦点となる。

この点、吉田氏は私財法は墾田地を位田や口分田、郡司職田のほば五倍を目処として大雑把に制限額を定めたものであり、実質的にはその半分程度が墾開されたものと説いている²⁹⁾。しかし表8にみるように日本の上級官僚に対する給付は唐以上になされていたのである。唐の上級官人層も当然ながら優遇されているのであるが、日本の方はその唐よりもより多くの給付額を上級官人のために設定していたのに、さらに多くの土地の開墾を認めたのである。このことは律令の模倣以上に上級官人層の優遇が画されたことを意味する。律令に規定された以上の優遇策を上級官人層が意図し、それは実行に移されたのである。このことは単に唐令の模倣と言うことはできず、そこに上級官人層の意向が働いたとみるべきであるが、注意されることはこの土地の私有は、国家から支給される俸禄に依存する体制から、独自にまかなうことのできる方向へと変化することである。土地を開墾し、耕作し続けるならば、その地は永遠に個人のものであるとして認められ、その土地から

の生産物は土地所有者に帰属することとなるのである。

上級官人層は自らの利益のために、唐の制度に近づくことを掲げる一方、そのことを通して国家のあり方についても変更させたのである。先にふれたように、日本はいまだ封建制以前の段階にとどまっていたのに、国家建設の範を封建制の域に達していた唐に求め、律令制を敷いたのであるが、唐の制度をより深く知るにしたいが、より唐の制度に近づこうとし、封建的な部分も、律令文とは別に導入をはかったのである。少なくとも唐で展開されている封建制的な要素が色濃くなったのである。

注意されることは、政治体制はそれまでを踏襲し、また、律令法文の多くも同様であったことである。このため、天平期の改革にもかかわらず律令制は継続され、天平期の改革は軌道修正に過ぎないと評価されることにもなったのである。しかし天平期の改革によって当初の律令制のあり方とは大きく異なったものとなったのである。確かに支配者層が、農民から集めた物を自由に使いつつ国家を運営するという点では変わりはないが、しかし農民からの税の取り方、土地制度のあり方は当初のものと異なったものとなったのである。その意味では当初の農民から税を取り、その税で国家を運営するとともにその基礎としてある土地は公のものとして成り立つ律令制は終わりを告げ、その外殻をまとった異なる体制が出現したと位置づけられるのである。支配者層が律令法を掲げ、従来と同じく農民から徴収したのによって国家運営をおこなうことが続いていることから、当初の体制を軌道修

正したと言えないことはないが、支配者層が律令制を掲げる点と同じでも、国家運営のための収入は得られさえすれば手段は問わないとの考えに変わり、国家が直接農民を把握するという方向から逸脱し、国家運営にあたる上級官人にしても、国家から支給される俸禄に依存する体制から、独自にまかなうことのできる方向へと変化したのである。当初とは似て非なる体制がスタートしたことを重視するならば、軌道修正以上の改変がおこなわれたのである。

おわりに

以上、天平期の改革について、その主要と考えるものに絞って検討した。

この天平期の改革を唐の制度に近づこうとしたものとの評価もなされているが、唐のそれが封建制段階のものであることからして、もし唐の制度に近づこうとしたのであれば、それは古代的な日本律令制からの転換を図ることになる。すなわち土地は国家のみが管理する段階から上級官人層や大寺社の土地所有が認められる段階への変更である。また、農民が納める租税による国家運営を原則とした段階から公出挙収入などによる国家運営の段階へ、すなわち国衙や政府の収入さえ確保できればその手段は問わない段階への移行である。国家運営の方式が大きく変化したのである。

表面的には律令制は当初の外殻をまといながら、以後も永きにわ

たつて存続する。このことから律令制の存続がうたわれもするのであるが、しかし、その下における国家運営の方式は決して当初のものと同じとは言えない。天平期の改革後のそれは当初のものとは異なる理念の下に展開されるものであり、ともに律令制の理念の下にあるとは言えない。そのような理念の下に展開される天平期の改革以後の社会は当初の律令社会とは異質の社会とみなす方がより適切なのではないか。

このことを指摘して小稿を終えることとした。

註

- (1) 石母田正『古代末期政治史序説』（未来社、一九六四年）一三～四ページ。
- (2) 坂上康俊「律令国家の法と社会」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』2、東京大学出版会、二〇〇四年）。
- (3) 吉田孝「律令国家の諸段階」（『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年）。
- (4) 藪田香融「出挙」（大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』吉川弘文館、一九六〇年）。
- (5) 『続日本紀』天平六年正月丁丑条。
- (6) 藪田香融「出挙」（前掲）。
- (7) 山本祥隆「借貸考―律令国家地方支配の側面―」（『続日本紀研究』三八五、二〇一〇年）。
- (8) 雑令以稲粟条において、「凡以三稲粟一出挙者。任依三私契」。官不_レ為_レ理。仍以二年_レ為_レ限。不_レ得_レ過_二倍_一。其官半倍」とされており、利子の上限は民間の場合は年一〇割で、官の場合は五割である。恐らく天平初年の困難な状況への対処に追われる国司への配慮が背

景としてあったのであろう。

- (10) 早川庄八「公廩稲制度の成立」（『史学雑誌』六九一三、一九六〇年）。
- (11) 渡辺晃宏「公廩の成立―その財源と機能―」（笹山晴生編『日本律令制の構造』吉川弘文館、二〇〇三年）。
- (12) 水野柳太郎「出挙の起源とその変遷」（『ヒストリア』二八、一九六〇年）、藪田香融「出挙」（前掲）、宮原武夫「公廩稲出挙制の成立」（『日本古代の国家と農民』法政大学出版局、一九七三年）。
- (13) 早川庄八「公廩稲制度の成立」（前掲）。
- (14) 小倉真紀子「公廩稲運用の構造」（『日本史研究』五〇六、二〇〇四年）。
- (15) 渡辺晃宏「公廩の成立―その財源と機能―」（前掲）。
- (16) 困難にそつなく対処したからと言って国司の給与は直ちに増額される仕組みになっていないことに注意すべきであらう。
- (17) この「官物」については後述する。
- (18) 山本祥隆「借貸考―律令国家地方支配の側面―」（前掲）。
- (19) 『天日本古文书』二卷二四七～二五二ページ（以下、二二二四七～二五二のように巻数とページ数のみをあげる）。なお当年度の備中国全体で該当する死亡者は「壹佰貳拾柒人」、「免税」とされたのは「陸任陸佰柒拾捌束」である。
- (20) なお舟尾好正氏は「出挙の実態に関する一考察―備中国大税負死亡帳を中心として―」（『史林』五六―五、一九七三年）において、大税負死亡人が特定の層に集中する傾向があるとして、何らかの作為があるとする。
- (21) 二一七五。恐らくここに見える数字は和泉監全体の数字であらう。
- (22) 舟尾好正「古代の稲倉をめぐる権力と農民（上）」（『ヒストリア』六九、一九七五年）。
- (23) 注（8）を参照されたい。また実際、この天平九年和泉監正税帳では年五割の利子が取られていることが確認できる。

- (24) 倉庫令倉貯積条には「凡倉貯積者。稻穀粟支三十九年。雜種支三十二年。繡支三十二年。貯経三年以上。一解聽三耗一升。五年以上二升」と、減損率が示されている。
- (25) 宮原武夫「春夏二季出挙の意義」(『日本古代の国家と農民』前掲)。
- (26) 天平二年紀伊国正税帳では
出挙壹萬陸阡壹佰捌拾束
身死壹佰參人 免税參阡壹拾陸束
定納本壹萬參阡壹佰陸拾肆束
利陸阡伍佰捌拾貳束 (二一四一八〇四一九)
- とあり、死亡者が存在するものの、全体としては利益を得ている。
- (27) 国司借貸が国衙などに利益をもたらさなかつたのであれば、いかに百姓が要望するとは言っても公出挙の拡大はあり得なかつたのではないか。
- (28) 井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」(『日本思想大系』『律令』岩波書店、一九七六年)。
- (29) なお、この条において、或説や朱説は「動用」穀か「不動」穀かを問題としている。
- (30) 早川庄八「公廩稱制度の成立」(前掲)。
- (31) 賦役令調庸物条に調庸物の京進が規定されている。
- (32) 一一四一〇。
- (33) 一一四一六。
- (34) 賦役令調絹絶条、歳役条。
- (35) 『続日本紀』和銅五年五月甲申条。
- (36) 松嶋順正『正倉院宝物銘文集』(吉川弘文館、一九八七年)、第三編八六号。
- (37) 関連史料は四一五八〇九、八三、一〇九〇一一〇、一二四〇一一五にみえてゐる。
- (38) 榮原永遠男「奈良時代の流通経済」(『奈良時代流通経済史の研究』塙書房、一九九二年)。
- (39) 榮原永遠男「律令制的取取と流通経済」(『奈良時代流通経済史の研究』前掲)。
- (40) 国衙が農民に変わつて調庸などを納付したとしても、欠負未納に追いつかれた農民は、国衙ないし国司に対して借財を追うこととなる。
- (41) 渡辺晃宏「公廩の成立―その財源と機能―」(前掲)。
- (42) 沢田吾一『復刻 奈良朝時代民政経済の数的研究』(柏書房、一九七二年、一九二七年初版) 一五四―一五七。
- (43) 時野谷滋「食封制度の展開」(『律令俸禄制度史の研究』吉川弘文館、一九七七年)。
- (44) 一一四九〇五〇。
- (45) 沢田吾一『復刻 奈良朝時代民政経済の数的研究』(前掲) 五〇―五五。
- (46) 戸令老残条には老、残は次丁とされている。
- (47) これは天平勝宝九年四月四日勅では中男は一八歳から、二二歳から正丁、天平宝字二年七月三日勅により六〇歳から老、六五歳から耆とされている(『令集解』戸令三歳以下条所引)が、年齢や分類は令にしたがつている。さらに賦役令舍人史生条において舍人、史生、伴部、使部、兵衛、衛士、仕丁、防人、帳内、資人、事力、駅長、烽長、内外初位長上、勲位八等以上、雑戸、陵戸、品部などは課役が免除され、主政、主帳、大数以下、兵士以上、初位、残疾は徭役免とされているが、この点は除外してまとめた。
- (48) 慶雲三年(七〇六)九月一〇日格以降では租稻一段一束五把とされた(『続日本紀』慶雲三年九月丙辰条、『令集解』田令田租条古記所引慶雲三年九月一〇日格。なお二束二把と一束五把における実質的な差違は存在しない。方五尺一步の広さと方六尺一步の広さは同じとした上で、それを束把に表現しなおしたものが二束二把と一束五把であるためである)。
- (49) 『令集解』封戸条所引天平二年五月三〇日格。
- (50) 時野谷滋「食封制度の展開」(前掲)。

- (51) 一六三五。
- (52) 吉田孝「墾田永年私財法の変質」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年)。
- (53) 吉田孝「均田法と墾田永年私財法」(『律令国家と古代の社会』前掲)。
- (54) 坂上康俊「律令国家の法と社会」(前掲)。
- (55) 開墾地制限説を説く者に中田薫「日本庄园の系統」(『法制史論集』第二巻、一九三八年)・吉田孝「墾田永年私財法の変質」(前掲)、開墾奨励策説を説く者に彌永貞三「律令的土地所有」(『日本古代社会経済史研究』岩波書店、一九八〇年)・坂上康俊「律令国家の法と社会」(前掲)、百姓の開墾権は慣習不文の法と説く者に虎尾俊哉「律令時代の墾田法に関する二―三の問題」(『日本古代土地法史論』吉川弘文館、一九八一年)・吉村武彦「古代社会と律令制国家の成立」(『日本古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年)、荒廢田の再開墾のみを規定し、未墾の荒地の開墾についてはなんら言及していないとみる西別府元日「国家的土地支配と墾田法」(『律令国家の展開と地域支配』思文閣出版、二〇〇二年)などがある。
- (56) 瀧川政次郎「律令の研究」第一編第四章第三節「大宝律令の藍本」(刀江書院、一九三二年)。
- (57) 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校證「天一閣藏明鈔本天聖令校證(中華書局、二〇〇六年)。なおこれに先立ち、戴建國氏が「唐《開元二十五年令・田令》研究」(『歴史研究』二〇〇〇年第二期)において、その発見の報告をおこなっている(なお、池田温「唐令と日本令(三) 唐令復原研究の新段階」『創価大学人文論集』一二、二〇〇〇年、など、この戴氏にもとづく条文を示しているが、若干の違いがある)。
- (58) 服部一隆「天聖令を用いた大宝田令荒廢条の復原」(『続日本紀研究』三六一、二〇〇六年)。
- (59) 服部一隆「天聖令を用いた大宝田令荒廢条の復原」(前掲)。
- (60) 坂上康俊「律令国家の法と社会」(前掲)。
- (61) 釈説も荒廢条において口分田、墾田を私田、乗田を公田と註している。
- (62) 例えば「常陸国風土記」行方郡条における壬生連磨の開墾伝承など。
- (63) 石母田正「古代史概説」(『岩波講座日本歴史』1、一九六二年)。
- (64) 吉田孝「墾田永年私財法の変質」(前掲)。
- (65) 坂上康俊「律令国家の法と社会」(前掲)。
- (66) 和銅四年二月の政策は一方で空間地があれば墾開が認められているが、国司・官の認可が必要とされている。
- (67) 拙稿「力田者の抬頭とその理由」(『古代文化』三四―二、一九八二年)。
- (68) 坂上康俊「律令国家の法と社会」(前掲)。
- (69) 吉田孝「均田法と墾田永年私財法」(前掲)。
- (70) 公式令論奏式条。
- (71) 位田や職田の経営には「帳内」や「資人」も動員されたと考えられるが、軍防令給帳内条は一品一六〇人、二品一四〇人、三品一二〇人、四品一〇〇人、一位一〇〇人、二位八〇人、三位六〇人、太政大臣三〇〇人、左右大臣二〇〇人、大納言一〇〇人とする。すべてが經常に動員されたわけではないことからすると、多少の余力はあったとしても、その給された田地の維持程度のことしかできず、大規模な開墾をおこなう余力はないと認識されていたのではないか。
- (72) 藪田香融「出挙」(前掲)。
- (73) 吉田孝「墾田永年私財法の変質」(前掲)。
- (74) 吉田孝「律令制の展開過程」(前掲)。
- (75) 小倉真紀子「公廩稲運用の構造」(前掲)。
- (76) 塩沢君夫氏は古代アジアの生産様式の社会としては最後の段階(『古代専制国家の構造』御茶の水書房、一九五八年)、吉田昌氏は総体的奴隸制の段階(『日本古代社会構成史論』塙書房、一九六八年)、原秀三郎氏はアジアの国家的奴隸制下にあったとみる(『日本古代国

『家史研究』東京大学出版会、一九八〇年）が、いずれも封建制以前のアジア的生産様式に属するものとみなしている。

(77) 石母田正「古代史概説」(前掲)。

(78) 石母田正氏は天皇専制ととらえた(『日本の古代国家』岩波書店、

一九七一年)が、早川庄八氏(『日本古代官僚制の研究』岩波書店、

一九八六年)・吉田孝氏(『律令国家と古代の社会』前掲)はこれを否

定し、畿内貴族層に優位性があったとみる。

(79) 吉田孝「墾田永年私財法の変質」(前掲)。